

○浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付要綱

(令和2年3月24日告示第31号)

改正 令和3年3月17日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止に関する町民の関心を高め、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進することを目的とし、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてシステムとは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該システムが設置されている住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであること。
- (2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナ、その他付属機器等で構成されたものであること。
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のものであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- (4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは未使用品であること。
- (5) 電力会社との電力需給契約が締結されたものであること。

(補助対象者等)

第3条 浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、自らが居住する又は居住しようとする浪江町（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されていた区域並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項の規定に基づく特定復興再生拠点区域をいう。）の住宅（店舗等との併用住宅等を含む。以下同じ。）にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の場合において、この要綱による補助金の交付を既に受けている者及び補助金の交付を既に受けているシステムに対しては、再び補助金を交付しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助対象とする。

(補助対象住宅)

第3条の2 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる区分に応じた期間にシステムを設置した住宅とする。

(1) 居住制限区域又は避難指示準解除準備区域に指定されていた区域 平成 25 年 4 月 1 日以降

(2) 特定復興再生拠点区域 平成 29 年 12 月 22 日以降

(補助金の額)

第 4 条 補助金額は、4 万円にシステムの最大出力（単位は kW で表示するものとし、小数点以下 2 桁未満の値があるときは、2 桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が 4kW を超えるシステムについては 4kW とする。）を乗じて得た額とし、限度額は 16 万円とする。

2 補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) システムを設置しようとする住宅の位置図

(2) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し

(3) 設置するシステムの仕様がわかる書類

(4) 町税等の未納がないことを証する書類

(5) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第 6 条 町長は、規則第 5 条の規定により交付の決定をする場合は、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第 7 条 補助対象者は、第 5 条の補助金交付申請書の内容を変更する場合又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難になった場合は、当該年度の 2 月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の計画変更の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付又は中止の決定を、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金変更・中止決定通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金実績報告書（様式第5号）により、交付決定の日の属する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に係る領収書の写し
- (2) 電力受給契約確認書の写し
- (3) システム設置箇所の施工前後の現場写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付請求書（様式第7号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(確認)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。

(台帳の整備)

第13条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付台帳を整備しなければならない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月17日告示第23号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金変更・中止承認申請書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金変更・中止決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付額確定通知書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

浪江町住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付請求書
[別紙参照]